

# 吉富町営住宅入居申込書類等チェックリスト

申込者：\_\_\_\_\_

## ●入居要件の確認

- 1. 申込者が成年者であり、配偶者又は同居親族がいること。  
※住民票上別の世帯の方や住民票の続柄が同居人の方は申込できません。
- 2. 単身世帯の場合、単身資格要件を満たしていること。※別紙参照
- 3. 世帯全員の所得額の合計が一定基準内であること。※別紙参照
- 4. 連帯保証人は独立の生計を営み、申込世帯の所得と同等以上であること。  
※連帯保証人は、近隣在住者（福岡県又は大分県）を選任してください。
- 5. 持ち家を所有していないこと。ただし、住むことが出来ない持ち家の場合は除く
- 6. 他の公営住宅に入居していないこと。
- 7. 申込者及び連帯保証人は税、各種料金の滞納が無いこと。
- 8. 夫婦の別居、父母の別居、不自然に世帯を分離した申し込みや他に扶養すべき親族との同居など特に同居する理由のない親族との申し込みでないこと。
- 9. 常時の介護を必要でないこと。（概ね要介護 3 以上）
- 10. 入居申込者、同居者が暴力団員でないこと。

↓ 上記全て☑の場合、次の書類を準備していただく。

## 1. 申込者に関する書類

- 1. 町営住宅入居申込書（指定様式）  
※申込者と連帯保証人のそれぞれの自署により記入してください。
- 2. 同意書（指定様式）  
※個人番号により情報照会を実施しますので、DV 支援者等情報連携が出来ない場合、住民票や課税証明等の提出を求めることがあります。
- 3. 滞納のない証明願（入居者全員分必要）  
※吉富町在住者は指定様式、同様の内容であれば居住地の様式でも可（証明関連は以下同じ）
- 4. 各種料金等支払証明願（入居者全員分必要）
- 5. 身元保証書（高齢単身者のみ必要）※指定様式

## 2. 連帯保証人に関する書類

- 1. 直近の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- 2. 滞納のない証明願
- 3. 各種料金等支払証明願

## ※入居申込にあたっての注意事項

- 1. 入居が決定した場合、入居時に家賃の 3 ヶ月分の敷金が必要です。
- 2. 町営住宅ではペットの飼育はできません。
- 3. 居室内は禁煙です。
- 4. 町営住宅入居後は、住戸内外の清掃、自治会や隣組などの活動（道路愛護など）へ参加する必要があります。

## 月間所得額判定について

※1~6月の申し込みについては、前々年の所得により判定してください。

7~12月の申し込みについては、前年の所得により判定してください。

## 月間所得額計算方法

世帯全員の年間所得金額 - 控除額の合計 = 控除後の所得金額 ÷ 12 = 計算後の月間所得額

$$\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}} = \boxed{\text{円}} \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

## 控除額の計算

	控除の種類	内 容	控 除 額
基 本 的 控 除	1.配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族（2を除く）	38万円 × ( ) 人 (家族数-1人)
	2.同居親族	申込者を除く同居親族で1に該当しない方（婚約者・内縁関係を含む）	
そ の 他 の 控 除	3.給与所得又は公的年金等の雑所得がある方	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方	10万円 × ( ) 人 10万円未満のときは当該所得
	4.同一生計配偶者が70歳以上の方	同一生計配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の方	10万円 × ( ) 人
そ の 他 の 控 除	5.老人扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の方	25万円 × ( ) 人
	6.特定扶養親族	●現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次に掲げる要件を満たす方 ①生計を一にする子がいる方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方	35万円 × ( ) 人 3.で控除後27万円未満のときは当該所得
そ の 他 の 控 除	7.ひとり親	次に掲げる方で7に該当しない方 ●夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げる要件を満たす方 ①扶養親族を有する方 ②合計所得額が500万円以下の方 ③婚姻関係と同様の事情にある方がいない方 ●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方で、上記②③に掲げる要件を満たす方	27万円 × ( ) 人 3.で控除後27万円未満のときは当該所得
	8.寡婦	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある方	27万円 × ( ) 人
そ の 他 の 控 除	9.障がいのある方	・身体障がい 1・2級 ・精神障がい 1級 ・知的障がい A・A1・A2	40万円 × ( ) 人
	10.特別障がいのある方		

※計算後の月間所得額が

●158,000円以下であれば申し込むことができます。（入居収入基準以下）

●158,000円を超える場合でも別紙の裁量階層世帯に該当する方は、計算後の月間所得額が214,000円以下であれば申し込むことができます。

### (1)単身資格要件について

次のいずれかに該当する場合に、単身での入居が可能です。

- ①60歳以上の方
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体上の障がいの程度が1級から4級の方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級の方
- ④療育手帳の交付を受けている方で、③の程度に相当する程度の方
- ⑤戦傷病者手帳を受けている方で障がいの程度が特別項症から第6症まで又は第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦生活保護を受けている方
- ⑧海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑨ハンセン病療養所入所者等
- ⑩DV被害者（配偶者からの暴力）で保護を受けてから5年以内の方もしくは配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の方
- ⑪犯罪被害者のうち収入が減少し生計の維持が困難になった方もしくは現在居住する住宅又はその付近で犯罪等が行われたことにより、その住宅に居住することが困難になった方

### (2)裁量階層世帯について

次のいずれかに該当する場合に、裁量階層世帯となります。

- ①入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である世帯
- ②身体障がい（身体障害者手帳1～4級）のある方のいる世帯
- ③精神障がい（精神障害者福祉手帳1・2級）のある方のいる世帯
- ④知的障がい（③に相当する障がいの程度）のある方のいる世帯
- ⑤①の⑤、⑥、⑧又は⑨に該当する方がいる世帯
- ⑥同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がいる世帯